

平成25年度岐阜国道管内整備効果検討業務説明書

1. 業務の概要

1) 業務の目的

本業務は、岐阜国道事務所管内における交通量推計及び費用便益分析を実施し、今後の道路事業計画の基礎資料を作成するとともに、今後事業評価を行う路線の情勢等を整理し、事業継続の必要性の資料作成を行うものである。

2) 業務内容

本業務の主な業務内容は以下のとおりである。

- ・管内交通量推計
- ・事業再評価資料作成
- ・整備効果資料作成
- ・管内の課題抽出

3) 履行期間

契約締結日の翌日から平成26年3月14日

4) 入札方式等

本手続きは、参加表明書及び企画提案書を同時に提出するものである。

本業務は資料提出、見積書提出を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、以下の点に留意すること。

- ① 電子入札システムで利用できるＩＣカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のＩＣカードのみである。
- ② 当初より、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「公開情報」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この承諾願の受付窓口及び受付時間は次の通りである。

- ・受付窓口：中部地方整備局 岐阜国道事務所 経理課 契約係

〒500-8262 岐阜市茜部本郷1-36-1

TEL 058-271-9812 FAX 058-271-0214

まで持参により提出すること。

- ・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の10時00分から16時00分まで。

5) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ・成果報告書（ＣＤ－Ｒ） 2部
- ・その他調査職員が必要と認めたもの 1式

6) その他

本業務の契約書は土木設計業務等委託契約書（現場調査業務無）とし、特記仕様書（案）は別添のとおりである。

2. 企画提案書の提出者として選定されるために必要な要件

企画提案書の提出者は、以下に示す要件を満たす全ての者を選定する。

なお、企画提案書の提出者として選定した者には、選定通知書を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加者については書面により通知する。

選定通知の日は別表①の日を予定する。

1) 基本的要件

参加表明書を提出する者（以下、「参加表明者」という。）は、次の①に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

①単体企業

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下、「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における土木関係建設コンサルタント業務に係る平成25・26年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として申請していること。

なお、平成25年4月1日時点において、上記の一般競争（指名競争）参加資格の土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けていなければならない。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 申請書等の提出期限の日から見積合わせの時までの期間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けていないこと。

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

※①(2)に掲げる平成25・26年度の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていない者も申請書を提出することができるが、参加表明書及び企画提案書の提出期限までに平成25・26年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望業種を土木関係建設コンサルタント業務として申請を行うこと。なお、選定通知の日は別表①の日を予定する。

2) 業務実施体制に関する要件

参加表明書に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

- ①再委託の内容が、主たる部分の場合。
- ②業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

3) 参加表明者の業務実績等に関する要件

参加表明書を提出する者は、平成15年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成24年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有していること。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。
ただし、再委託等により行ったものは、実績として認めない。

同種業務：国発注の将来交通量推計業務及び将来交通量推計を用いた道路の整備効果検討業務（同一業務に限る）

類似業務：国発注の道路の整備効果検討業務

4) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。なお、外国資格を有する技術者（我が国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。

また、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）土木学会が認定した特別上級土木技術者、上級土木技術者、1級土木技術者（平成22年度迄の特別上級、上級、1級技術者も含む）、RCCM（RCCMと同等の能力を有する者も含む。）、のいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。

なお、これらと同等と認められる者とは次のとおり。

- ・ 関連分野の論文により学位を取得した工学博士
- ・ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ 関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法により認定されたものに限る）

※ R C C Mと同等の能力を有する技術者とは、R C C M資格試験に合格しており、転職等により登録が出来ない立場にいる技術者をいう。

※ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格として申請書を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。

※ 関連分野の20年以上の実務経験とは、受発注者の立場に関係なく、関連分野において20年以上の実務経験があり、指導的立場の経験を有する者とする。

なお、指導的立場とは受注者であれば管理技術者、発注者であれば管理職相当とする。

※ 十分な業務実績とは、例えば請負実績の場合、関連する分野の業務において、管理技術者として10件以上の経験を有する者とする。

5) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、平成15年度以降に完了した同種又は類似業務（平成24年度完了予定も対象に含む）において1件以上の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。

なお、照査技術者としての実績は認めない。

同種業務：国発注の将来交通量推計業務及び将来交通量推計を用いた道路の整備効果検討業務（同一業務に限る）

類似業務：国発注の道路の整備効果検討業務

6) 手持ち業務量に関する要件

① 平成25年4月1日現在の全ての手持ち業務の契約金額合計（プロポーザル方式による業務で配置予定管理技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とする。）が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。

ただし、平成25年4月1日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、全ての手持ち業務の契約金額合計が2億円未満かつ手持ち業務の件数が5件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の業務をいう。

② 本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量が①に示す金額及び件数を超

えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下の(1)から(4)までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- (1) 当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- (2) 当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- (3) 過去４年間の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は過去４年間の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が７５点以上である者
- (4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

7) 企画提案書に関する要件

参加表明書を提出する者は、次の事項について企画提案書を提出すること。

- ①実施方針
- ②業務実施体制
- ③特定テーマ

本業務において技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

- ①国道１５６号岐阜東バイパス（３－１工区）供用に伴う整備効果検討とりまとめ方針の提案
- ②改築事業（６事業）の全線供用や部分供用に伴う交通への影響把握手法及び課題抽出と対応方針の提案

3. 担当部局

〒５００－８２６２ 岐阜市茜部本郷１－３６－１

国土交通省 中部地方整備局 岐阜国道事務所 調査課課

電話 ０５８－２７１－９８１９ FAX ０５８－２７１－９８２１

メールアドレス：masuda-k85ab@cbr.mlit.go.jp

4. 参加表明書及び企画提案書の提出期間、提出先及び方法

電子入札システムにより提出すること。

ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、「持参」又は「郵便（書留郵便に限る）又は託送（※ 注１）（以下「郵送等」という。）」により提出すること。電送又は電子メールは受け付けない。なお、提出書類は書面に加え電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）に以下の形式で作成したファイルを記録したものとする。

提出期間は、別表②のとおり。

提出先：３. と同じ。

提出方法：電子入札システムによる提出で、参加表明書及び企画提案書の容量が３ＭＢを超える場合には、持参又は郵送等により提出し、提出書類は書面に加え電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）に以下の形式で作成したファイルを記録したもの

とする。持参又は郵送等で提出する場合には、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参又は郵送等にて提出する場合は、下記の内容を記載した書面を電子入札システムにより参加表明書として送信すること。

- ①郵送等する旨の表示
- ②郵送等する書類の目録
- ③郵送等する書類のページ数
- ④発送年月日

ファイル形式：電子入札システムによる参加表明書のファイルの形式については、以下のいずれかの形式にて作成することとする。

- ・一太郎 2007 以下
 - ・Microsoft Word2002 以下
 - ・Microsoft Excel2002 以下
 - ・その他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下
 - 画像ファイル JPEG及びGIF形式
 - 圧縮ファイル LZH形式のみ
- ※ ZIP等、他の圧縮形式は認めない。

留意点：複数の申請書類は、すべてを1つのファイルにまとめ、契約書等印があるものや図面等については、スキャナ等で読み込み本文に貼付けること。

参加表明書と企画提案書を併せて参加表明書として提出すること。

※ 注1 「託送」とは…民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便で書留郵便と同等のものとする。

注2 参加表明書等の押印は、電子認証書が実印と同等の機能を有するので不要である。ただし、紙入札参加者及び指定の容量を超えたため、持参、郵送により提出する場合は、押印すること。

5. 説明書の内容についての質問の受付及び回答

1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、電子入札システムにより提出することとし、提出後電話で通知すること。

また、電子入札システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な件名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載するなど、他の参加者に自社の参加が知り得る状況となる質問を行った場合には、公正な手続きが確保出来ないため、参加することができないものとする。

なお、当該質問者が既に選定通知されている場合においては非選定とする。

紙入札方式の者は、持参又は電子メール（着信を確認すること。）により提出すること。

なお、持参又は電子メールで提出する場合、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

(1) 質問の受付先：3. と同じ。

(2) 質問の受付期間：別表③のとおり。

2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日（休日を含まない。）以内に電子入札シ

システムにより回答するので確認すること。また、下記のとおり閲覧に供する。なお、紙入札者に対しては別途回答する。

(1) 閲覧場所：3. と同じ。

(2) 閲覧期間：回答の翌日から企画提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から16時00分まで

6. 非選定理由に関する事項

- 1) 参加表明書を提出した者のうち、企画提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、分任支出負担行為担当官岐阜国道事務所長から選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による場合には、書面（非選定通知書）をもって、通知する。
- 2) 上記1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、分任支出負担行為担当官岐阜国道事務所長に対して非選定理由について説明を求めることができる。
- 3) 上記2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。
- 4) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は以下の通りである。
 - (1) 受付場所：3. と同じ
 - (2) 受付日時：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分～16時00分まで。

7. ヒアリング

ヒアリングは、基本事項の確認のみとし、企画提案審査後に実施するものとし、原則として企画提案の評価において満点の60%以上の評価値を得た者を対象に実施するものとする。

- (1) 実施場所：中部地方整備局 岐阜国道事務所
- (2) 実施日時：別表④のとおり
- (3) ヒアリングの日時は協議の上、決定する。
- (4) ヒアリングの時間、留意事項等は別途通知する。
- (5) ヒアリングは配置予定管理技術者に対して行うものとし、配置予定管理技術者以外の出席は認めない。

8. 企画提案書を特定するための評価基準

- 1) 企画提案書の評価項目、判断基準及び配点は、以下のとおりである。
- 2) 企画提案書の記載内容及びヒアリングでの聞き取り内容において次の項目に該当し、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。
 - ①企画提案書の非特定事項
 - ・ 内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない。
 - ・ 業務目的に反する記述や事実誤認等適切な業務執行が妨げられる内容となっている。

- ・実施方針と特定テーマの企画提案に矛盾等があり、整合性が図られていない。
- ・実施方針と業務実施体制のいずれかが 0 点の場合
- ・原則として、企画提案の評価において満点の 60 % に満たない評価値の場合。

②ヒアリングの非特定事項

- ・技術者自身の業務実績について説明できない等自ら主体的に携わったことが認められない
- ・本業務の目的、内容又は企画提案の内容を理解していない
- ・質問に対する回答が全くない、若しくは回答が著しく不適切

評価項目	評価の着目点			配点
	判断基準			
基本事項 (企業)	業務実績	平成15年度以降 の同種又は類 似業務の実績	提出された 3 件の同種又は類似業務の実績につい て、業務実績の内容、本業務との関連性等を勘案 し 5 段階で評価する。	① 5 ② 3 ③ 2 ④ 1 ⑤ 0
	企業信頼度(指名停止等)		企画提案書提出日において以下の期間内に中部地 方整備局から処分を受けている場合、評価点を減 じる。 ①該当なし ②以下のいずれかに該当する。 ア) 営業停止又は指名停止期間満了後 6 ヶ月 イ) 文書注意措置後 2 ヶ月 ウ) 口頭注意措置後 1 ヶ月	① 0 ②－10
基本事項 (技術者)	業務実績	平成15年度以降 の同種又は類 似業務の実績	提出された 3 件の同種又は類似業務の実績につい て、業務実績の内容、本業務との関連性等を勘案 し 5 段階で評価する。	① 10 ② 6 ③ 4 ④ 2 ⑤ 0
企 画 提 案 書	実施方針		実施方針（工程表や業務フロー等を含む）につい て、業務の内容、目的を理解し、業務成果の品質 向上に資する提案や業務実施方針の妥当性が高い 場合に優位に評価する。	10
	業務実施体制		実施体制について、業務を遂行する上で適切な体 制が確保されている場合や業務経験者や専門技術 者を配置している場合に優位に評価する。	5
	特定テーマ①		特定テーマについて、業務の課題・留意点等を十	25

	国道156号岐阜東バイパス (3-1工区) 供用に伴う整備効果検討とりまとめ方針の提案	分に理解しており、提案内容が的確かつ実現性が高い場合や独創的な提案の場合に優位に評価する。	
	特定テーマ② 改築事業(6事業)の全線供用や部分供用に伴う交通への影響把握手法及び課題抽出と対応方針の提案	特定テーマについて、業務の課題・留意点等を十分に理解しており、提案内容が的確かつ実現性が高い場合や独創的な提案の場合に優位に評価する。	25
ヒアリング	技術者としての基本的な技術力	業務内容を実施するために必要となる専門技術力及び業務に関連する専門技術の知識が確認できる場合に優位に評価する。	10
	企画提案書の内容に関する知識	業務の目的、内容を十分理解し、取り組み意欲が高い場合や技術提案内容の理解度が確認できる場合に優位に評価する。	10
参考見積	業務コストの妥当性	揭示した業務規模と大きくかけ離れているか、または見積もりが不適切な場合は特定しない。	—

9. 特定に関する事項

企画提案書が特定された者に対しては、特定通知書を電子入札システムにより通知する。
ただし、紙入札方式による参加者については書面により通知する。
なお特定通知の日は、別表⑤の日を予定する。

10. 非特定理由に関する事項

- 1) 提出した企画提案書が特定されなかった者に対しては、分任支出負担行為担当官岐阜国道事務所長から特定されなかった旨と、その理由(非特定理由)を電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札方式による場合には、書面(非特定通知書)をもって、通知する。
- 2) 上記1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面(様式は自由)により、分任支出負担行為担当官岐阜国道事務所長に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- 3) 上記2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により行う。
- 4) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下の通りである。
受付場所：3. と同じ。
受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分～16時00分まで。

11. 契約書作成の可否等

土木設計業務等委託契約書(現場調査業務無)により契約書を作成するものとする。

12. 支払条件

前払金 無 部分払 無

13. 再苦情申立て

- 1) 分任支出負担行為担当官からの非選定理由の説明又は非特定理由の説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官からの回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に、書面により、中部地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。
- 2) 再苦情申立ての受付場所及び再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先：
 - ・ 中部地方整備局 主任監査官（契約管理官・技術開発調整官）
 - ・ 電話 052-953-8113（直通）内線2114（2222・3120）
 - ・ 時間 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

14. 関連情報を入手するための照会窓口

3. と同じ

15. 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

1) 参加表明書の作成方法

参加表明書は、別添（様式－1～5）に示すとおりとする。なお、文字サイズは10ポイント以上とし、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

なお、提出書類について、本説明書2) 参加表明書の記載上の留意事項及び別添の書式に示された条件に適合しない場合、また、記載内容が正確に明記されていない場合は無効とし、選定しない。

2) 参加表明書の記載上の留意事項

記 載 事 項	内 容 に 関 する 留 意 事 項
参加表明者の同種又は類似業務の実績	・ 入札参加希望者が過去に受注した業務実績について記載する。 ・ 記載する業務は平成15年度以降に完了した業務とする。 ・ 記載する業務の件数は、3件までとする。 ・ 記載様式は様式－2とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判2枚以内に記載する。
配置予定管理技術者の経歴等	・ 配置予定管理技術者について、資格、経歴等を記載する。 ・ 手持ち業務は、平成25年4月1日現在、国土交通省以外の発注者（国内外問わず）のものも含めすべて記載する。 なお、手持ち業務のうち、国土交通省直轄業務において調査基準価格を下回る金額で落札した業務は、業務名の先頭に【低】を付して記載すること。

	手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の他の業務とし、プロポーザル方式による業務で配置予定管理技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ・記載様式は様式－3とする。 ・なお、関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績又は関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績を配置予定管理技術者の資格として参加表明書を提出する場合は、経歴書及び著述、論文、委員会の活動内容又は業務実績の概要及びその際の立場と役割を記載した概要書を提出すること。
配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績	・配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績を記載する。 ・記載する業務は平成15年度以降に完了した業務とする。 ・記載する業務の件数は、3件までとする。 ・記載様式は様式－4とし、図面、写真等を引用する場合も含め、1業務につきA4判2枚以内に記載する。 なお、業務実績が関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の場合は、業務実績を具体的に明らかにするためのレポートを提出すること。 レポートは、「業務の概要」及び「業務における立場と役割」をA4判1～3枚に記述した資料及び経歴書とすること。 なお、自らが関わったことが客観的に証明できる論文や著述その他成果物等を提出することでレポートの提出に代えることができるが、この場合においてもA4判1枚程度の概要を添付すること。
業務実施体制	・1社単独で、※印に記載されている再委託等がある場合は、業務の分担について記載する。 ※他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・記載様式は様式－5とする。 ・業務の分担がない場合も様式に「業務の分担なし」と記載して提出すること。

①業務実績等を証明する資料及び配置予定管理技術者の資格証明書の写し

参加表明者が過去に受注した業務実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定管理技術者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

なお、配置予定管理技術者の請負業務で従事した実績の場合で、契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料が諸般の事情により、写しが提出出来ない場合は、誓約書（自由様式）を提出することとし、誓約書に虚偽の記載があった場合は、申請書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対し指名停止の処置を行うものとする。

ただし、参加表明者及び配置予定管理技術者の業務実績が、財団法人日本建設技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料の写しは提出する必要がない。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、予定管理技術者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

配置予定管理技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

なお、技術士（総合技術監理部門一建設）の場合、総合技術監理部門一建設までが確認できる資格証明書等の資料も提出すること。

様式－３に記載する配置予定管理技術者の優良表彰等があった場合は、その表彰を証明する賞状等の写しを提出すること。

上記に記載した確認資料等が提出されない場合は、実績等の確認が出来ないことから提出資料の不備として、選定しない。

16. 企画提案書の作成及び留意事項

企画提案書は、別添（様式－６～９）に示すとおりとし、以下に留意して作成するものとし、提案内容の根拠等を説明できる資料を補足資料として添付すること。

なお、企画提案書は、本業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

また、参考見積（自由様式）の提出がない場合は、提案された企画提案内容の業務規模等が判断できないため提案を無効とし、選定しない。

提出書類について、本説明書①企画提案書の内容に関する留意事項及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は無効とし、選定しない。また、様式に記載する際、提出者（設計共同体の構成員を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名・個人名・電話番号・メールアドレス等）を記載してはならない。記載されている場合には、無効とし、選定しない。

い。

①企画提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針	・ 本業務の実施方針について記載する。 ・ 記載様式は様式－７とし、Ａ４判１枚以内に記載する。
業務実施体制	・ 本業務の実施体制について記載する。 ・ 記載様式は様式－８とし、Ａ４判１枚以内に記載する。
特定テーマ	特定テーマについて対する取り組み方法等を記載する。 ①国道１５６号岐阜東バイパス（３－１工区）供用に伴う整備効果検討とりまとめ方針の提案 ②改築事業（６事業）の全線供用や部分供用に伴う交通への影響把握手法及び課題抽出と対応方針の提案 ・ 記載にあたっては、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることに支障はないが、本件のために作成したＣＧ、詳細図面等を用いることは認めない ・ 記載様式は様式－９とし、１テーマにつきＡ４判２枚以内に記載する。
参考見積	・ 本業務に係る参考見積を提出すること。 ・ なお、積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼する。 ・ 記載様式は特に定めないが、Ａ４判１枚に記載する。

②既存資料の閲覧

企画提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

- | | | | | |
|------------|---------|------------------|-----|----|
| 1) 資 料 名 : | ①平成22年度 | 岐阜国道管内道路整備効果検討業務 | 成果品 | 1式 |
| | ②平成22年度 | 環状道路整備波及効果検討業務 | 成果品 | 1式 |
| | ③平成23年度 | 岐阜国道管内整備効果資料作成業務 | 成果品 | 1式 |
| | ④平成23年度 | 道路整備波及効果検討業務 | 成果品 | 1式 |

2) 閲覧場所 : 3. と同じ。

3) 閲覧期間 : 企画提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで（事前に3. の担当部局に連絡すること。）

③業務量の目安

本業務の参考業務規模は、４５百万円程度（建設コンサルタントに委託する場合）を想定している。

なお、本業務のその他経費の割合及び業務価格に占める一般管理費等の割合については、 $\alpha = 35\%$ 、 $\beta = 30\%$ とする。

17. その他の留意事項

- 1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- 3) 参加表明書提出期限から見積合せの日までの間に中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けた場合は、非特定又は特定の取消の手続きを行うこととする。なお、見積合せの日は平成25年4月10日を予定している。
- 4) 2. 3) の同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
- 5) 本業務を受注したコンサルタント及び本業務を受注したコンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加等することができない。
- 6) 参加表明書及び企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- 7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- 8) 提出された参加表明書（CD-R等の電子媒体含む）は返却しない。なお、提出された参加表明書は、企画提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- 9) 特定された者以外が提出した企画提案書は、提案自体が各提案者の知的財産であることに鑑み、電子入札システムにより提出した場合には、電子入札システムから技術提案書を削除する。紙入札方式により提出した場合には、分任支出負担行為担当官において廃棄するが、提出者の希望がある場合は返却する。返却を希望する場合は、その旨を技術資料に記載すること。記載無き場合は返却の希望がないものとみなす。
ただし、提出されたCD-R等の電子媒体は、分任支出負担行為担当官において廃棄。
- 10) 提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された企画提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- 11) 参加表明書及び企画提案書の提出後において、原則として参加表明書及び企画提案書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び企画提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 12) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。
・ 電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
- 13) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。

14) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話03-3505-0514

電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>

- ・ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、3. 担当部署まで連絡すること。

15) 参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

16) 参考として、「設計業務等における新たな積算手法について」は、下記URLに積算基準等が掲載されています。

URL:<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekkei.html>

17) 本見積に係る決定及び契約締結の条件は、当該業務に係る平成25年度本予算が成立し、予算示達がなされ、かつ平成25・26年度の土木関係建設コンサルタント業務の一般競争（指名競争）参加資格を受けた場合とする。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

別表

①	選定通知の日	平成 2 5 年 3 月 2 1 日
②	参加表明書及び企画提案書の 提出期間	平成 2 5 年 2 月 2 2 日から平成 2 5 年 3 月 1 3 日まで の10時00分から16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
③	説明書の内容についての質問 の受付期間	平成 2 5 年 2 月 2 2 日から平成 2 5 年 3 月 1 日までの 10時00分から16時00分まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
④	ヒアリングの期間	平成 2 5 年 3 月 2 7 日から平成 2 5 年 3 月 2 8 日
⑤	特定通知の日	平成 2 5 年 4 月 2 日